

加古川市民交流ひろばを使用する「国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱

令和4年5月17日
市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年規則第12号。以下「規則」という。）第5条第1項第4号に規定する、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第33号）第5条第1号ウに掲げる国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体（以下「国際交流活動団体」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 国際交流活動団体として認定を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市民が主体となって国際交流又は多文化共生に関する活動を行うことを目的として組織された独立団体であること。
- (2) 加古川市が行う国際交流又は多文化共生に関する活動に可能な範囲で協力すること。
- (3) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成する行為を行わないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する行為を行わないこと。
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する行為を行わないこと。
- (7) 代表者、会計、監査並びに主たる事務所及びその連絡先を決定すること。
- (8) 自主的に継続して活動がなされること。
- (9) 会員は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(認定の申込み)

第3条 認定を受けようとする団体の代表者は、加古川市民交流ひろばを使用する国際交流活動団体認定申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 会員名簿（様式第3号）

(認定又は却下通知)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等を審査し、国際交流活動団体として認定するときは加古川市民交流ひろばを使用する国際交流活動団体認定書（様式第4号）を交付し、認定しないときは加古川市民交流ひろばを使用する国際交流活動団体認定却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(認定期間)

第5条 国際交流活動団体の認定期間は、原則として認定申込日から翌年3月31日までとする。
ただし、翌年度の認定に係る認定申込を行うものについては、その認定期間を4月1日から翌年3月31日までとする。

(加古川市民交流ひろばの使用許可申請)

第6条 規則第2条第2項ただし書の規定による使用許可の申請について、国際交流活動団体は、加古川市民交流ひろばの運営に支障のない範囲で、活動計画書(様式第2号)に記載した内容をもって使用許可申請に係る予約申込の手続に替えることができるものとする。

(遵守事項)

第7条 国際交流活動団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 主たる事務所に次の書類を備えつけ、市長が求めたときは、速やかに提出すること。

ア 活動報告書(様式第6号)

イ 収支決算書(様式第7号)

(2) 代表者を変更したときは、速やかに届け出ること。

(3) 代表者は、国際交流活動団体を対象とする会議等に出席すること。

(変更又は休止)

第8条 市長は、加古川市民交流ひろばの管理運営上必要と認めるときは、国際交流活動団体の使用する施設及び日時を変更し、又は、使用を休止させることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、国際交流活動団体が次の各号のいずれかに該当したときは、国際交流活動団体としての認定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申込みにより国際交流団体の認定を受けたとき。

(3) その他市長が認定を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、加古川市民交流ひろばを使用する国際交流活動団体認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(従前の要綱の廃止)

2 加古川市国際交流センターを使用する「市民主体の国際交流活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱(令和2年秘書室長決定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際現に前項の規定による廃止前の加古川市国際交流センターを使用する「市民主体の国際交流活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱の規定により令和4年度における国際交流活動団体としての認定を受けている団体については、この要綱の規定による国際交流活動団体としての認定を受けた団体とみなす。